

石川県公報

平成 27 年 3 月 31 日

第 1 2 7 8 6 号 (火曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示			
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課)	1	○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (同)	6
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (同)	1	○石川県景観計画の変更 (同)	6
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指 定 (同)	2	○景観保全型広告整備地区の指定 (同)	7
○新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型をあてはめ る地域の指定 (環境政策課)	2	○景観保全型広告整備地区基本方針の公表 (同)	8
○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (水環境創造課)	2	○景観保全型広告整備地区基本方針の公表 (同)	10
○保安林の指定の予定 (森林管理課)	3	○景観保全型広告整備地区基本方針の公表 (同)	11
○一般国道の区域の変更 (道路整備課)	4	○広告物の表示等を禁止する区間及び区域の指定 (同)	12
○県道の区域の変更 (同)	4		
○県道の供用の開始 (同)	5	公 告	
○石川県港湾施設管理条例に基づく知事が指定する立入 禁止区域の一部変更 (港湾課)	5	○予防接種を行う医師に係る公告 (健康推進課)	12
○都市計画の変更 (都市計画課)	5	○農用地利用配分計画の認可 (農業政策課)	12
○都市計画事業の認可 (同)	6	○都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	14
		○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (同)	14
		○都市計画事業の認可に係る公告 (同)	14

告 示

石川県告示第141号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
平成27年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	指定居宅サービス事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービスの種類
1752380236	社会福祉法人 陽翠水	ビジットケアひすい 能美市緑が丘11丁目77番地	平成27年 2月1日	訪問介護
1771500384	株式会社 ウインデル	株式会社ウインデル 羽咋郡宝達志水町北川尻ナ33番地	”	福祉用具貸与、特 定福祉用具販売
1770300828	株式会社 エム・アシスト	デイサービス き楽な里 小松市串茶屋町上野87番地1	平成27年 2月16日	通所介護

石川県告示第142号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項本文に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。
平成27年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦覧場所
金沢都市計画道路 3・4・12号鳴和三日市線	金沢市昌永町、京町、堀川町、笠市町の 各一部	石川県土木部都市計画課及び金 沢市都市整備局都市計画課

石川県告示第152号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次の都市計画事業を認可した。

平成27年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	事業施行期間
野々市市 白山市	金沢都市計画道路事業 3・5・17号四十万安養寺線 金沢都市計画道路事業 3・5・54号新庄道法寺線 白山都市計画道路事業 3・5・40号四十万安養寺線	(1) 収用の部分 野々市市新庄一丁目及び新庄二丁目 並びに金沢市南四十万三丁目並びに白 山市熱野町、熱野町ニ及び部入道町地 内 (2) 使用の部分 なし	平成27年3月31日から 平成31年3月31日まで
能登町	能都都市計画道路事業 7・6・1号駅山手線 能都都市計画道路事業 7・6・3号山分線	(1) 収用の部分 鳳珠郡能登町字宇出津ト字、宇字出 津タ字及び宇字出津新老字地内 (2) 使用の部分 なし	平成27年3月31日から 平成30年3月31日まで

石川県告示第153号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次の都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成27年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	事業施行期間
野々市市	金沢都市計画道路事業 3・5・24号扇が丘中央線 金沢都市計画道路事業 3・5・6号窪野々市線	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 なし	平成21年7月7日から 平成28年3月31日まで

石川県告示第154号

石川県景観計画の一部を次のとおり変更したので、景観法（平成16年法律第110号）第9条第8項において準用する同条第6項の規定により変更後の石川県景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

なお、変更後の石川県景観計画は、平成27年10月1日からその効力を生ずるものとする。

平成27年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 石川県景観計画の変更の概要

- (1) 景観形成重要地域及び特別地域の指定
景観形成重要地域及び特別地域として、次のとおり指定する。
のと里海地域
- (2) 景観形成重要地域及び特別地域の変更
次の景観形成重要地域及び特別地域を変更する。
のと里山海道沿線・千里浜海岸地域

(変更後の石川県景観計画の図書に定めるとおりとする。)

2 縦覧場所

石川県土木部都市計画課

石川県告示第155号

いしかわ景観総合条例(平成20年石川県条例第29号)第51条第1項の規定により、景観保全型広告整備地区を次のとおり指定し、平成27年10月1日から施行する。

平成27年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

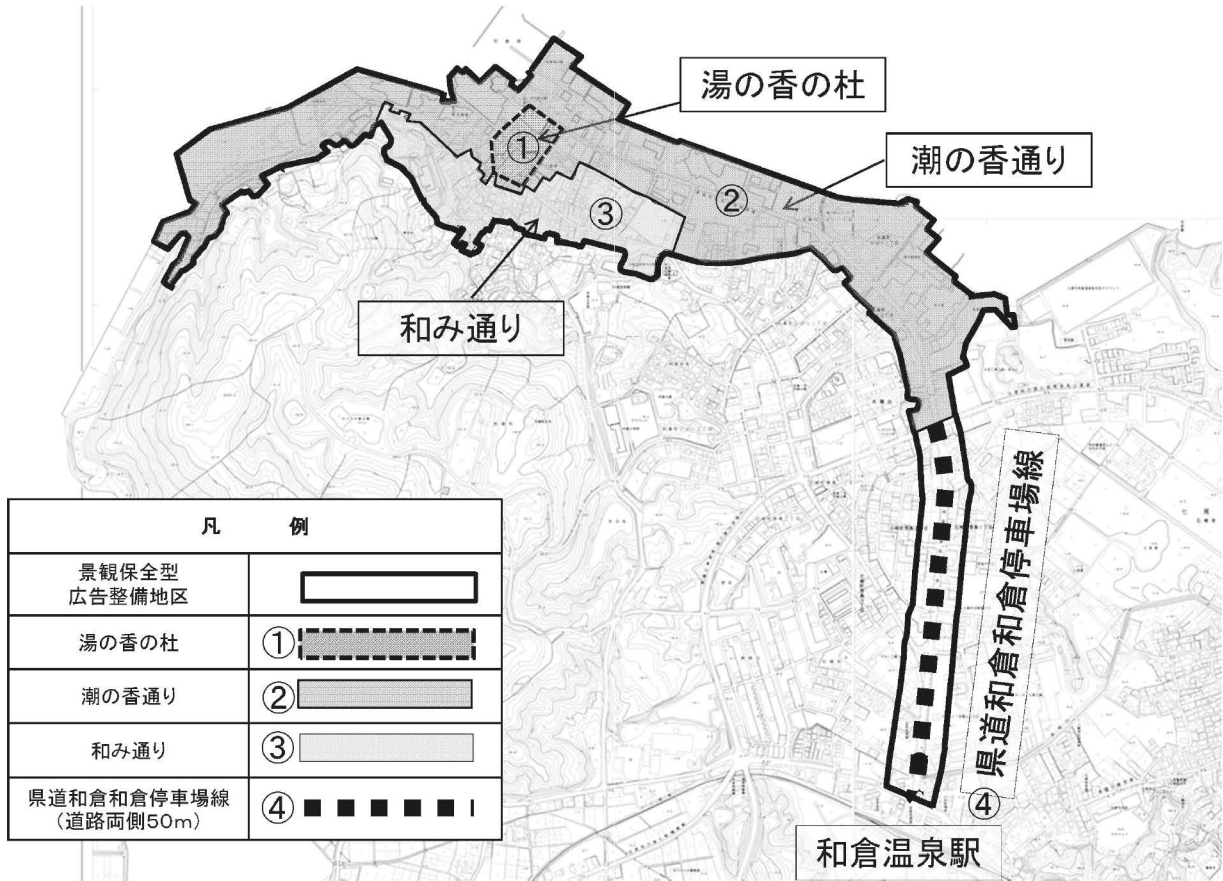
1 景観保全型広告整備地区の名称

- 1) 和倉温泉景観保全型広告整備地区
- 2) 県道大谷狼煙飯田線沿線景観保全型広告整備地区
- 3) 加賀温泉駅周辺道路景観保全型広告整備地区

2 景観保全型広告整備地区の区域

- 1) 和倉温泉景観保全型広告整備地区

次の図のとおり



※景観法第81条第3項における景観協定区域隣接地を除く。

2) 県道大谷狼煙飯田線沿線景観保全型広告整備地区

道 路 名	区 間	区域(道路境界線から)
県道大谷狼煙飯田線	珠洲市馬縹1字5の2番地先から 珠洲市正院町川尻12部108番2地先まで	山側100メートル以内

3) 加賀温泉駅周辺道路景観保全型広告整備地区

道 路 名	区 間	区域(道路境界線から)
加賀市道A第375号線	加賀市小菅波町132番1地先から 加賀市小菅波町101番1地先まで	両側100メートル以内
加賀市道C第432号線	加賀市小菅波町1丁目154番1地先から 加賀市作見町リ13番地先まで	〃
県道加賀温泉停車場線	加賀市作見町リ13番地先から 加賀市作見町二49番1地先まで	〃
県道片山津山代線	加賀市作見町二51番1地先から 加賀市加茂町344番地先まで	〃

石川県告示第156号

いしかわ景観総合条例(平成20年石川県条例第29号)第51条第2項の規定により、平成27年石川県告示第155号(以下「告示」という。)により指定した和倉温泉景観保全型広告整備地区について、景観保全型広告整備地区における広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を次のとおり定めた。

なお、基本方針は、平成27年10月1日からその効力を生ずるものとする。

平成27年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本構想

和倉温泉景観保全型広告整備地区は、本県有数の温泉地であり、海に面する温泉地としての立地条件を活かし、「湯の香、潮の香、和みのわくら～温泉と海を感じるおもてなしのまちづくり～」をコンセプトに情緒・風情のある街なみの整備を行うとともに、地域住民が主体となり本県初となる景観協定を締結し、官民連携した取組による個性豊かな街並み景観を保全・創出している。

この美しい街並み景観を保全し、後世に継承するため、広告物又は掲出物件の新設、改修等に係る掲出量・色彩等の規制を行うこととする。

2 区域区分

和倉温泉景観保全型広告整備地区における区域を次に掲げる区域区分とする。

- (1) 湯の香の杜
- (2) 潮の香通り
- (3) 和み通り
- (4) 県道和倉和倉停車場線

3 広告物及び掲出物件の表示に関する事項

景観の保全を図るため、広告物の表示及び設置については、和風的な形態を基本に周辺の景観に配慮し、自家用広告物、管理広告物、地域振興に寄与する広告物、公共性の高い広告物に限る(ただし、広告物を集合化したもので、いしかわ景観総合条例第56条による優良広告物に認定されたものを除く。)こととし、次の表に掲げる基準を満たしたものに限る。

区域区分	要 件	基 準
湯の香の杜	和風的な形態を基本に周辺の景観に配慮し、いしかわ景観総合条例規則(平成20年石川県規則第38号)別表第6の3に定める要件を満たすもの。	<p>ア 屋上広告物、自立広告物、突出広告は設置しないこと。</p> <p>イ 広告物の表示面積は1箇所あたりの表示面積3平方メートル以内とし、1住所等における全ての表示面積の合計は5平方メートル以内とすること。</p> <p>ウ 置き看板は、高さ1.2メートル以下、表示面積の合計が1.2平方メートル以内とし、敷地内に設置する。また、通行に支障がないよう配慮すること。</p> <p>色彩 地色は、マンセル値の色相Y又はYRの場合は彩度10以下、それ以外の色相の場合は彩度8以下とする。ただし、伝統的な色彩(石川県のエコサイン推奨色)は使用可とする。</p>

<p>潮の香通り</p>	<p>和風的な形態を基本的に周辺の景観に配慮し、いしかわ景観総合条例規則（平成20年石川県規則第38号）別表第6の3に定める要件を満たすもの。</p>	<p>ア 屋上広告物 (ア) 高さは7メートル以下かつ建築物の高さの3分の2以内とする。 (イ) 建築物1棟につき1個までとする。 (ウ) 地域景観に配慮し、必要最小限の表示面積とし、眺望景観を遮らない設置位置とする。</p> <p>イ 自立広告物 (ア) 高さは7メートル以下とし、周辺の建物の高さに配慮する。 (イ) 1住所の表示面積の合計は15平方メートル以内とする。 (ウ) 1住所に1基とする。ただし、地域で統一したデザインの看板を設ける場合は2基まで設置してよいものとする。 (エ) 地域景観に配慮し、眺望景観を遮らない設置位置とする。</p> <p>ウ 突出広告物 (ア) 外壁から突出する部分は1メートル以内、地上から下端2.5メートル以上、上端7メートル以下とする。ただし、道路境界を越えて設置しない。 (イ) 1住所の表示面積の合計は9平方メートル以内とする。</p> <p>エ 置き看板 (ア) 高さは1.5メートル以下とする。 (イ) 1住所の表示面積の合計は2平方メートル以内とし、敷地内に設置する。また、通行に支障がないよう配慮する。</p> <p>オ 壁面広告物 1住所の表示面積の合計は15平方メートル以内とする。</p> <p>色彩 地色は、マンセル値の色相がY又はYRの場合は彩度6以下、それ以外の色相の場合は彩度4以下とする。ただし、伝統的な色彩（石川県のエコサイン推奨色）は使用可とする。</p>
<p>和み通り</p>	<p>和風的な形態を基本的に周辺の景観に配慮し、いしかわ景観総合条例規則（平成20年石川県規則第38号）別表第6の3に定める要件を満たすもの。</p>	<p>ア 屋上広告物 (ア) 高さは7メートル以下かつ建築物の高さの3分の2以内とする。 (イ) 建築物1棟につき1個までとする。 (ウ) 地域景観に配慮し、必要最小限の表示面積とし、眺望景観を遮らない設置位置とする。</p> <p>イ 自立広告物 (ア) 高さは5メートル以下とし、周辺の建物の高さに配慮する。 (イ) 表示面積は1面5平方メートル以内、1住所の合計は10平方メートル以内とする。 (ウ) 1住所に1基とする。ただし、地域で統一したデザインの看板を設ける場合は2基まで設置してよいものとする。 (エ) 地域景観に配慮し、眺望景観を遮らない設置位置とする。</p> <p>ウ 突出広告物 (ア) 外壁から突出する部分は0.6メートル以内、地上から下端4メートル以上、上端5メートル以下とする。ただし、道路境界を越えて設置しない。 (イ) 1住所に1基とする。ただし、地域で統一したデザインの看板を設ける場合は2基まで設置してよいものとする。</p> <p>エ 置き看板 (ア) 高さは1.5メートル以下とする。 (イ) 1住所の表示面積の合計は2平方メートル以内とし、敷地内に設置する。また、通行に支障がないよう配慮する。</p>

		<p>オ 壁面広告物</p> <p>(ア) 表示面積は1面2平方メートル以内とし、1住所の合計は5平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 街並み景観に配慮した素材やデザインに統一する。</p> <p>カ 1住所における全ての看板の表示面積の合計は15平方メートル以内とする。</p> <p>色彩 地色は、マンセル値の色相がY又はYRの場合は彩度6以下、それ以外の色相の場合は彩度4以下とする。ただし、伝統的な色彩(石川県のエコサイン推奨色)は使用可とする。</p>
<p>県道と倉和倉停車場線</p>	<p>いしかわ景観総合条例規則(平成20年石川県規則第38号)別表第6の2</p>	<p>いしかわ景観総合条例規則(平成20年石川県規則第38号)別表第7の1及び2及び3</p>

石川県告示第157号

いしかわ景観総合条例(平成20年石川県条例第29号)第51条第2項の規定により、平成27年石川県告示第155号(以下「告示」という。)により指定した県道大谷狼煙飯田線沿線景観保全型広告整備地区について、景観保全型広告整備地区における広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を次のとおり定めた。

なお、基本方針は、平成27年10月1日からその効力を生ずるものとする。

平成27年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本構想

本路線沿線には、世界農業遺産に認定された能登地域を代表する美しい海岸線と伝統的な黒瓦・下見板張りの建築物が織りなす優れた里海景観を有しており、景観の保全と活用に向けた取組みが進められている。

本路線沿線の優れた里海景観を保全するため、広告物又は掲出物件の新設、変更、改修等に係る、掲出量・色彩等の規制を行うこととする。

2 広告物及び掲出物件の表示に関する事項

沿道景観の保全を図るため広告物の表示及び設置については、いしかわ景観総合条例施行規則(平成20年石川県規則第38号)別表第6の3に定める要件及び次の表に掲げる基準を満たしたものに限る。

広告物等	基 準
<p>自家用広告物</p>	<p>色彩 広告板及び広告塔の文字以外の部分で広告物表示面ごとに表示面の面積の3分の1を超えて使用する色彩は、マンセル値の色相がY又はYRの場合は彩度10以下、それ以外の色相の場合は彩度8以下とすること。</p> <p>表示面積(1住所等当たり)</p> <p>1 15平方メートル以内とすること。</p> <p>2 一の建築物等に複数の事業所等がある場合又は一の敷地内に複数の建築物等がある場合は、一の事業所等とみなし、1によること。</p> <p>高さ 地上に設置する広告物等の上端の高さは地上から7メートル以下とすること。</p>
<p>案内誘導広告物</p>	<p>表示内容 案内誘導に必要な文言及び図案に限ること。</p> <p>色彩 原則として2色以内とし、文字以外の部分で広告物表示面ごとに表示面の面積の3分の1を超えて使用する色彩は、マンセル値の色相がY又はYRの場合は彩度10以下、それ以外の色相の場合は彩度8以下とすること。</p> <p>設置場所 原則として1施設につき1箇所以内とすること。</p> <p>表示面積(広告物等1基当たり)</p> <p>1 1面の表示面積は1.5平方メートル以内とし、表示面積の合計は3平方メートル以内と</p>

	<p>すること。</p> <p>2 一の広告物等に、複数の施設の案内を集合して表示し、又は複数の広告物等を表示し、若しくは設置する場合は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 1敷地当たりの表示面積の合計は、5平方メートル以内とすること。</p> <p>(2) 原則として、広告物等の形態の共通化を図ること。</p> <p>高さ 地上に設置する広告物等の上端の高さは、地上から4メートル以下とすること。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

石川県告示第158号

いしかわ景観総合条例（平成20年石川県条例第29号）第51条第2項の規定により、平成27年石川県告示第155号（以下「告示」という。）により指定した加賀温泉駅周辺道路景観保全型広告整備地区について、景観保全型広告整備地区における広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を次のとおり定めた。

なお、基本方針は、平成27年10月1日からその効力を生ずるものとする。

平成27年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本構想

本路線は、加賀温泉郷の玄関口となる加賀温泉駅周辺に位置し、加賀市を代表する温泉地への主要幹線道路として、地域住民の生活のみならず広域交流を支える重要な役割を担っている。また、沿線地域には商業施設が集積し、今後も沿道サービス施設の立地を促進し、加賀温泉郷の玄関口として相応しい景観の創出が期待されている。

本路線沿線の良好な景観を創出するため、広告物又は掲出物件の新設、変更、改修等に係る、掲出量・色彩等の規制を行うこととする。

2 広告物及び掲出物件の表示に関する事項

沿道景観の保全を図るため広告物の表示及び設置については、いしかわ景観総合条例規則（平成20年石川県規則第38号）別表第6の3に定める要件及び次の表に掲げる基準を満たしたものに限る。

広告物等	基 準
自家用広告物	<p>色彩 広告板及び広告塔の文字以外の部分で広告物表示面ごとに表示面の面積の3分の1を超えて使用する色彩は、マンセル値の色相がY又はYRの場合は彩度10以下、それ以外の色相の場合は彩度8以下とするよう努めること。</p> <p>表示面積（1住所等当たり）</p> <p>1 建築物等の壁面の方向ごとに当該壁面の鉛直投影面積に10分の3を乗じて得た面積以内（その面積が20平方メートルに満たない場合は、20平方メートル以内）とすること。</p> <p>2 一の建築物等に複数の事業所等がある場合又は一の敷地内に複数の建築物等がある場合は、一の事業所等とみなし、1によること。</p> <p>高さ 地上に設置する広告物等の上端の高さは地上から10メートル以下とすること。</p>
案内誘導広告物	<p>表示内容 案内誘導に必要な文言及び図案に限ること。</p> <p>色彩 原則として2色以内とし、文字以外の部分で広告物表示面ごとに表示面の面積の3分の1を超えて使用する色彩は、マンセル値の色相がY又はYRの場合は彩度10以下、それ以外の色相の場合は彩度8以下とすること。ただし、表示面の面積の5分の1以内で、商標、商品等の写真等を掲載する場合はこの限りではない。</p> <p>設置場所 原則として1施設につき2箇所以内とすること。</p> <p>表示面積（広告物等1基当たり）</p> <p>1 1面の表示面積は3平方メートル以内とし、表示面積の合計は6平方メートル以内とすること。</p> <p>2 一の広告物等に、複数の施設の案内を集合して表示し、又は複数の広告物等を表示し、若しくは設置する場合は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 1敷地当たりの表示面積の合計は、10平方メートル以内とすること。</p> <p>(2) 原則として、広告物等の形態の共通化を図ること。</p>

高さ 地上に設置する広告物等の上端の高さは地上から7メートル以下とすること。

石川県告示第159号

いしかわ景観総合条例（平成20年石川県条例第29号。以下「条例」という。）別表第1の第13号の規定により、広告物の表示等を禁止する区間及び区域を次のとおり指定し、平成27年10月1日から施行する。

平成27年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 条例別表第1の第13号の規定により指定する区間及び区域

道 路 名	区 間	区域（道路境界線から）	左欄の区域に係るいしかわ景観総合条例施行規則（平成20年石川県規則第38号）第26条各号に掲げる禁止地域の区分
県道片山津山代線 （加茂バイパス）	加賀市加茂町342番3地先から 加賀市山代温泉参六192番1地先まで	両側100メートル以内	第二種禁止地域

公 告

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成27年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
佐 藤 到	県内全域	羽咋市柳橋町堂田53-1 羽咋診療所
山 本 悟	〃	〃

農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成27年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
松本 良弘	小松市八幡辛18-1	小松市八幡10ほか1筆
北野 眞次	小松市上八里町ニ319	小松市上八里町66-2ほか6筆
有限会社 嵐農産	小松市河田町ニ199-4	小松市上八里町9ほか5筆
川岸 次男	小松市馬場町ル13	小松市馬場町ぬ21ほか4筆
柴田 涉	小松市佐美町申255	小松市佐美町84ほか2筆
松本 亮一	小松市蓮代寺町ヌ16	小松市蓮代寺町は90ほか6筆
山本 邦盛	小松市蓮代寺町ヌ2	小松市蓮代寺町は157ほか1筆
街道 恒一	小松市北浅井町ち35	小松市北浅井町貳号84ほか1筆